

8 住 宅

◆住宅の整備・補助等

◇障害者にやさしい住宅改良促進事業

内 容	重度の身体障害者が、日常生活の一部を自力で行えるよう、浴室、台所、便所、洗面所、玄関等を整備改善する場合に補助します。 ※新築、増改築、下水道工事等は対象になりません。
対 象 事 業	① 浴場、台所、洗面所、便所、玄関、階段等の整備又は改善 ② ①のほかに身体障害者の日常生活上で欠くことのできない設備で、知事が特に必要と認めたものの整備又は改善
対 象 者	次の要件をすべて満たす方 ① 前年の所得課税額が8万円以下の世帯 ② 65歳未満の身体障害者手帳1～3級所持者
補 助 限 度 額	63万円 ※給付の限度は原則1回です。
問 い 合 わ せ 先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316 ※65歳以上は社会福祉課介護保険係（「高齢者にやさしい住宅改良促進事業」）

◇伊那市強度行動障害児者住宅等整備事業

内 容	強度行動障害児者の居住環境整備のため、住宅等を整備改善する場合に補助します。 ※新築、増改築、破損個所の修繕等は対象になりません。
対 象 事 業	強度行動障害児者の日常生活及び介護者の負担削減となる住宅整備または改善（壁の衝撃吸収材化、壁・扉等を壊れにくい材質へ変更する等）
対 象 者	次の要件をすべて満たす方 ①65歳未満の強度行動障害児者であること。 ②対象児者及びすべての世帯員が市内に住所を有すること ③世帯の最多納税者の前年の市民税所得割が46万円未満であること
補 助 限 度 額	81万円
問 い 合 わ せ 先	社会福祉課 障害者係 電話：78-4111（内線）2315、2316

◇市営住宅へ入居するには

内 容	<p>① 障害者の優先入居 以下の障害程度の障害者（単身又は同居する世帯）は、抽選時に抽選を2回行うことができる制度があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="6">該当する障害程度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">申込者 又は 同居 親 族</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">身体障害</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">知的障害</td> <td>A1</td> <td>A2</td> <td>B1</td> <td>B2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">精神障害</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	該当する障害程度							1級	2級	3級	4級	5級	6級	申込者 又は 同居 親 族	身体障害													知的障害	A1	A2	B1	B2									精神障害	1級	2級	3級									
	区分	該当する障害程度																																																					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																
申込者 又は 同居 親 族	身体障害																																																						
知的障害	A1	A2	B1	B2																																																			
精神障害	1級	2級	3級																																																				
<p>②障害者の単身入居 以下の障害程度の障害者は単身入居資格があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="6">該当する障害程度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">申込者</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">身体障害</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">知的障害</td> <td>A1</td> <td>A2</td> <td>B1</td> <td>B2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">精神障害</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難又はできない方を除きます。</p>	区分	該当する障害程度							1級	2級	3級	4級	5級	6級	申込者	身体障害											知的障害	A1	A2	B1	B2									精神障害	1級	2級	3級												
区分	該当する障害程度																																																						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																	
申込者	身体障害																																																						
知的障害	A1	A2	B1	B2																																																			
精神障害	1級	2級	3級																																																				
対 象 者	政令収入月額が 214,000 円以下の世帯																																																						
問い合わせ先	長野県住宅供給公社 伊那管理センター 電話：0265-98-7450																																																						

◇県営住宅へ入居するには

内 容	① 障害者の優先入居（※1） 以下の障害程度の障害者（単身又は同居する世帯）は、抽選時に抽選を2回行うことができる制度があります。		
	区分	該当する障害程度	
	申込者 又は 同居 親 族	身体障害	1級 2級 3級 4級 5級 6級
		知的障害	A1 A2 B1 B2
精神障害		1級 2級 3級	
② 障害者の単身入居（※1） 以下の障害程度の障害者は単身入居資格があります。			
区分	該当する障害程度		
申込者	身体障害	1級 2級 3級 4級 5級 6級	
	知的障害 （※2）	A1 A2 B1 B2	
	精神障害 （※2）	1級 2級 3級	
③ 特定目的住宅（常時車イス使用者を含む世帯向け住宅） ・住宅の構造など…浴室、トイレ等の水回りに介護スペースを確保し、床構造等が車イスの常時使用者向けに建設又は改修された住宅 ・募集対象者…入居者又は同居者が身体障害者であり、身体障害者手帳の等級が1～4級に該当し、かつ、車イス使用者（一時的使用者を除く）である方 ※1 常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難、又はできない方を除きます。 ※2 知的障害者・精神障害者の単身入居等の申込にあたっては、「入居資格認定のための申立書」等の提出が必要です。			
対 象 者	政令収入月額が214,000円以下の世帯		
減 免 額	一定所得以下の世帯で家賃の3分の1または2分の1が減額されます。		
問い合わせ先	長野県住宅供給公社 伊那管理センター 電話：0265-98-7450		